

中津川市中小企業小口融資制度のご案内

～低利率・保証料補給・一部利息補給で中小企業者をサポート～

中津川市では、厳しい経済環境の中で積極的に事業を営む市内中小企業事業者の皆様を支援するため、「中津川市中小企業小口融資制度」により融資を行います。

平成23年度

融 資 名	中津川市中小企業小口融資
融 資 の 内 容	市内で事業を営み、業務上の運転資金や設備資金が必要な方に対して、市が岐阜県信用保証協会の保証を付して、融資を行う制度です。
融 資 利 率	年 0.8% (平成24年3月31日までに融資実行された方で、 借入日から1年間(1回から12回分)の利子を市が全額補給)
信用保証料率	A型年0.65% B型年0.5~2.2% (信用保証料支払後、60万5千円を最高限度額として市が補給する) ※B型の保証料率は、保証協会が借入状況等を勘案し決定します。
貸付限度額	○一中小企業者につき10万円単位で1,250万円まで。 (現行で信用保証協会の利用がある場合は、その残高)
資 金 使 途	運転資金…仕入資金、手形決済、賞与充当等。 設備資金…機械器具購入資金、営業車購入資金、店舗改装等。 ※借り換えは、出来ません。
返 済 方 法	一括返済…6、7、8、9、10、11、12ヶ月 月賦返済…96ヶ月以内
融 資 の 条 件	○中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種の方。 製造業(物品の加工修理業を含む)、鉱業、土石採取業、木材伐出業、建設業、物品販売業(動植物その他普通に物品と言わない者の販売業を含む)、不動産業、運送業、通運事業、倉庫業(物品の寄託を受け、これを保管する業を含む)、ガス供給業、印刷業、出版業、サービス業、損害保険代理業。 ○市内に店舗、工場又は事業所があり、市内で引き続き1年以上同一事業を営んでおり、将来も引き続き営業を続ける見込みのある方。 ○常時使用する従業員の数が20名(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人)以下の法人および個人の方。 (中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模事業者) ○原則市民税(法人の場合は法人市民税)の課税があつて、これを完納している方。 ○風俗営業法の許可を取得していない方。 ○融資について計画通り償還が可能な方。 ○信用保証協会(以後、協会という)の代位弁済を受けた事がない方。 ○協会の代位弁済を受けている方の連帯保証人でない方。
担保及び保証人	原則として不要。(無担保、無保証)
保証人を必要とする場合	法人で市民税が均等割のみの場合は、代表者が連帯保証人となる。

必要添付書類	<p><u>申込本人分</u></p> <p>○稟議書（※金融機関用の書類） 1通</p> <p>○信用保証委託申込書 1通</p> <p>○信用保証委託契約書 1通</p> <p>○印鑑証明(個人・法人いずれか) 2通</p> <p>○登記事項証明書（法人のみ） 1通</p> <p>○納税証明書（税額のわかるもの）</p> <p style="padding-left: 40px;">市民税（法人の場合は法人市民税） 1通</p> <p style="padding-left: 40px;">※1 納税証明書は、申込日より過去1年間に納期の到来した分（最長2年分）について必要となります。</p> <p style="padding-left: 40px;">※2 完納証明ではありません</p> <p>○市税調査等承諾書 1通</p> <p>○名寄帳兼課税台帳写しまたは固定資産評価額証明書 1通</p> <p>○申告書または決算書の写し ※全ページ 1通</p> <p style="padding-left: 40px;">白色申告者の場合…白色申告書及び収支内訳書（2期分）</p> <p style="padding-left: 40px;">青色申告者の場合…青色申告書及び青色申告決算書（2期分）</p> <p style="padding-left: 40px;">法人の場合 …決算書（2期分）</p> <p>○設計書及び見積書（設備資金の場合） 1通</p> <p>○手持工事一覧表（建設業の場合） 1通</p> <p>○風俗営業許可に伴う宣誓書（飲食業の場合） 1通</p> <p>○許認可証の写し（許認可証必要業種の場合） 1通</p> <p><u>保証人を必要とする場合の保証人分</u></p> <p>○印鑑証明書 2通</p> <p style="padding-left: 40px;">（金融機関用1通・信用保証協会用1通（過去に信用保証協会へ提出した印鑑証明と内容が変わらない場合は不要））</p> <p>○固定資産評価額証明書または名寄帳兼課税台帳写し 1通</p> <p>○市税調査等承諾書 1通</p>
	取扱金融機関
<p>【融資制度に関する相談・お問合せ】</p> <p>☆中津川市役所・産業振興部・商業振興課（にぎわいプラザ4F）</p> <p style="padding-left: 40px;">TEL 0573-66-1111（内4267）</p> <p>☆市内取扱金融機関</p>	

＜この案内は、平成24年3月31日までの特例処置とします。＞